様式第3号

沖縄県土木建築部公告土都第307号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告(単体発注)

次のとおり技術提案書の提出を公募します。 令和6年7月24日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度沖縄県都市計画基礎調査・分析業務
- (2) 履行場所 沖縄県内の都市計画区域 (7区域) を有する市町村 (21市町村)
- (3) 業務内容 特記仕様書(案) のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 契約限度額 44,506,000 円以下(税込み) で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。
- (8) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者(40歳以下)を配置する場合に評価を行う。
- (9) 照査の実施について

本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。照査技術者は本業務の成果物等の内容について技術上の照査を行うものとし、発注者に照査報告書及び各種検討書等の必要に応じた資料を提出し、照査状況を報告するものとする。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 土木関係建設コンサルタント業務(都市計画及び地方計画部門)に登録を受けている者であって、沖縄県土 木建築部の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業 種区分「土木関係コンサル」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の 措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築 部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。
 - 1)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令 第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (4)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - (エ)組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的 関係があると認められる場合。

- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工 事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- (2) 実績及び管理技術者等の要件
 - ア 企業に関する要件
 - (ア) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
 - (4) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (ウ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成26年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した実績を有さなければならない。

- a 同種業務: 「表-業務実績一覧」に掲げるAからD全ての業務実績
- b 類似業務:「表-業務実績一覧」に掲げるAの実績を有することを必須とし、かつ、BからDは何れかの実績 を有すること。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。

表一業務実績一覧

- A 都市計画法第6条に基づく、都市計画基礎調査に関する業務
- B 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) の作成に関する業務
- C 都市計画法第 18 条の 2 に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)の作成に関する業務
- D 都市再生特別措置法第81条に基づく、立地適正化計画の作成に関する業務

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であること。

- ※1 管理技術者に合わせて管理補助技術者を配置する場合、管理補助技術者の資格に関する要件は管理技術者と 同じ。
- ※2 管理補助技術者を配置した場合でも管理技術者の資格に関する要件は緩和されない。
- (ア) 管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門「建設部門」)及び技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2]技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。)
 - [3] R C C M (都市計画及び地方計画) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (4) 照査技術者は下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門「建設部門」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2]技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。)
 - [3] R C C M (都市計画及び地方計画) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であること。

- ※1 管理技術者に併せて管理補助技術者を配置する場合、管理補助技術者の業務実績に関する要件は管理技術者と同じ。
- ※2 管理補助技術者を配置した場合でも管理技術者の業務実績に関する要件は緩和されない。

(7) 管理技術者

管理技術者は、平成 26 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を有すること。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当 技術者とする。

- a 同種業務:2(2)ア(ウ) 「表-業務実績一覧」に掲げるAからD全ての業務実績
- b 類似業務: 2(2)ア(ウ) 「表-業務実績一覧」に掲げるAの実績を有することを必須とし、かつ、BからDは何れかの実績を有すること。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は 、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)。
- ・育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)をいう。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であること。

- ※1 管理技術者に併せて管理補助技術者を配置する場合、管理補助技術者の手持ち業務量に関する要件は管理 技術者と同じ。
- ※2 管理補助技術者を配置した場合でも管理技術者の手持ち業務量に関する要件は緩和されない。 管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とす る。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務 を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上かつ手持ち業務の件数が5件以上。
- ※手持ち業務量とは、公告日現在(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法 評価値=技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(7)、(4)、(5)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 予定技術者の経験及び能力
- (4) 実施方針等
- (ウ) 特定テーマに対する技術提案
- (2) 受注者の決定方法

【※学識経験者意見聴取(第1回)において、受注者決定の意見聴取が必要との意見が付された場合は次の※1を、不要との意見が付された場合は※2を記載する。】

【※1受注者決定の学識経験者意見聴取が必要な場合】

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。 受注者は、受注候補者を指名審査会の審議に付した後、学識経験者の意見聴取を経て決定する。その結果は 技術提案書を提出した者全員に通知する。

【※2受注者決定の学識経験者意見聴取が不要な場合】

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。 受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者の全員に 通知する。

5 各種手続き等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
 - ア 交付期間 令和6年7月24日(水)から
 - イ 交付方法 沖縄県ホームページ内、公募・入札のページからダウンロードして下さい。

【公募·入札】https://www.pref.okinawa.jp/bosyuu/index.html

- ウ 問い合わせ先
 - (7) 契約関係: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班 電話番号 098-866-2408
 - (4) 応募調書資料関係: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 電話番号 098-866-2408
 - (ウ) 設計図書関係:上記(イ)と同じ。

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

- ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等
 - (ア) 期 間 令和6年7月24日(水)から令和6年8月7日(水)まで
 - (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時
 - (ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
 - (工) 提出部数 2部
 - (オ) 提出先〒900-8570沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課企画班電話番号098-866-2408
- イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

ウ参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

エ 技術提案書の提出要請の通知(選定通知) 郵便等をもって令和6年8月28日(水)を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

- イ 提出期間、提出場所及び提出方法
- (ア) 期 間 令和6年8月28日(水)から令和6年9月20日(金)まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時
- (ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。
- (工) 提出部数 2部
- (オ)提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 電話番号 098-866-2408
- (カ) 見 積 書 技術提案書提出の際に見積書を提出すること。
- ウ 技術提案書のヒアリング

- (7) 期 間 令和6年9月25日(水)(予定)
- (4) 場 所 県庁11階第4会議室(予定)
- (ウ) その他 ヒアリングの実施方法等は、指名後に追って連絡する。ヒアリングの出席者は、3名までとし、 説明者は選考された場合に本業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。

エ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

(イ) 特定テーマ

参加説明書の1業務概要(3)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつき A4版1枚以内に記載すること。

オ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

カ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。技術提案書の 内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補 修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)により通知する

ア 日 時:令和6年10月1日(火) (予定)

6 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

7 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

8 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

9 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由

により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

10 支払条件

前金払 契約金額の30%以内

11 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

- (1) 提出期限、提出場所、提出方法
 - ア 提出期限: 非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。
 - イ 提出場所:公告文5(1)ウ(ア)の場所。
 - ウ 提出方法:書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ) によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

12 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 受付時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話098-866-2374

13 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

14 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 問い合わせ先一覧
 - ア 契約関係: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班電話番号 098-866-2408
 - イ 応募調書資料関係:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 電話番号 098-866-2408
 - ウ 設計図書関係:上記イと同じ
- (7) 詳細は参加説明書による。